

平成 30 年度病床機能報告制度が始まりました。

1 平成 30 年度病床機能報告の実施について

医療法（昭和23 年法律第205 号）第30 条の13 の規定に基づき、病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）は、毎年7 月 1 日時点における病床の機能と2025 年の病床の機能の予定、入院患者に提供する医療の内容等を都道府県知事に報告することとしています。

2 照会窓口

厚生労働省【平成30年度病床機能報告】事務局（委託先：みずほ情報総研（株））

疑義照会窓口

メール：byousyoukinou@mizuho-ir.co.jp

F A X：0120-139-121（24 時間受付）

※昨年度から電話による照会窓口が廃止されています。

【厚生労働省ホームページ】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

※報告様式やマニュアル等については、厚生労働省ホームページからダウンロードができます。